

論文

カナダの多文化主義が日系カナダ人の リドレス運動にもたらした影響に関する考察

大石 文朗

A Study of the Influences of Multiculturalism of Canada on the Japanese Canadian
Redress Movement

OISHI Fumio

要 旨

本稿では、多文化主義が日系カナダ人のリドレス運動に対してどのような影響をもたらしたのかを考察することを目的とし、そのためにまずは、戦時中のアメリカとカナダの日系人に対する施策を比較検討することによって、カナダ独自の異文化受容に対する当時の社会状況を把握した。そして、カナダは世界で初めて多文化主義を法制化したという独自性に着目して、異文化受容に対する当時のカナダの社会状況と関連付けて、多文化主義がどのように国是となりさらに法制化されたのかという、カナダにおける多文化主義の選択要因を明らかにすることによって、多文化主義が日系カナダ人のリドレス運動に与えた影響を考察した。

キーワード

カナダの多文化主義 日系カナダ人のリドレス運動 北米の日系人 異文化理解

目 次

- I. はじめに
- II. 戦時中のアメリカとカナダの日系人に対する施策の比較
- III. カナダにおける多文化主義の選択
- IV. 日系カナダ人のリドレス運動における多文化主義の影響
- V. おわりに

文献

I. はじめに

1. 研究の背景

カナダは1971年10月8日に、トルドー首相が連邦下院において「二言語主義の枠内での多文化主義」を宣言した。これにより、多文化主義政策がカナダの国是に位置づけられることとなった。その後、1982年に「権利と自由のカナダ憲章」の27条によって、多文化的伝統の維持と発展が規定され、多文化主義の理念が憲法上明示された。さらに、1988年には、「カナダ多文化主義法」を成立させ、多文化主義を法制化した世界で初めての国家となった¹⁾。

1980年代前後の世界の異文化理解に対する風潮は、カナダの隣国であるアメリカ合衆国(以下、アメリカもしくは米国と表記する)が大きな影響を与えたものであった。第二次世界大戦後、ヨーロッパのように戦場とはならず戦勝国となったアメリカは、軍事的、政治的、経済的、また、文化的にも世界に対して巨大な影響力を持つこととなった。特に、国際連合の本部がニューヨークに置かれ、戦時中のナチスのユダヤ人虐殺などの人種差別を是正するために人権に関する憲章が議論され、人権に対する意識の高まりが一般の人々に広がっていった。しかし、これは皮肉にも「アメリカのジレンマ」を表面化させるものとなってしまった。1960年代には、アフリカ系アメリカ人が自らの権利獲得のために立ち上がり、それを世界に発信させた²⁾。特に象徴的だったのは、1968年のメキシコオリンピックで表彰台に立った黒人アスリート達が、黒い手袋をつけて拳を高く上げる様であった。その様子は、テレビを通じて全世界に映し出され、ニュースとしても衝撃的に取り上げられた。1960年代のアメリカに対して進藤は、「1960年代のアメリカは、人種、民族、ジェンダーあるいは年齢を軸としたさまざまな社会集団が、それぞれに抱えている問題の政治的解決を求めて立ち上がった極めて政治的な時代であった」³⁾と指摘している。1980年代でのカナダにおける多文化主義の法制化は、1960年代から続く社会的な弱者が声を上げて、差別と不正義に対する是正を政治的に解決するという時代の流れの帰結であったともいえよう。

2. 研究の目的

1941年12月7日(現地時間)、日本帝国軍がハワイのパールハーバーを奇襲攻撃した。米国大統領ローズヴェルトは、宣戦布告なき騙し討ちという国民感情を代弁して「汚名とともに語りつがれる日」と演説の中で述べ、第二次世界大戦へアメリカは参戦することとなった。その直後、イタリア系、ドイツ系、ならびに日系アメリカ人が「敵性外国人」とみなされ、特にアメリカ本土の日系アメリカ人は強制収容所に入れられることになった。その立ち退きの理由について佳知は、1942年に西部防衛司令官ジョン・L・デヴィット中将が、日系人は同化を拒み、団結力が強く人口の多い人種グループで、人種・文化・宗教上さらに風俗習慣の上からも敵国国民と深く結ばれており、米国に対する忠誠心を見極める有効な手段がない、というのが主な主張であったと指摘している⁴⁾。また、アメリカと軍事同盟国であったカナダは、パールハーバー攻撃の報がもたらされると、当時のキング首相は即刻対日宣戦を布告した。その後、アメリカの日系人収容所送りなどに同調した政策をカナダ政府はとっていった。しかし、オマツによると、米国における日系人の扱いと類似点・相違点の双方があるが、特にカナダ独自の政策であった「日系カナダ人の散在政策」によって総評するとカナダの政策の方が、戦後の日系人の復興を米国よりも遅らせたと指摘している⁵⁾。つまり、日系人の排斥という政策は同じでも、実際取られた排斥の施策はアメリカとカナダでは相違点も多かったのであった。1980年代に入りカナダとアメリカ双方の政府は、戦時中の日系人に対する政策は誤りであったことを認めて謝罪し戦後補償を行った。いわゆる日系人によるリドレス運動が結実した。

そこで本稿では、多文化主義が日系カナダ人のリドレス運動に対してどのような影響をもたらしたのかを考察することを目的とし、そのためにまずは、戦時中のアメリカとカナダの日系人に対する施策を比較検討することによって、カナダ独自の異文化受容に対する当時の社会状況を把握する。そして、カナダは世界で初めて多文化主義を法制化したという独自性に注目して、異文化受容に対する当時のカナダの社会状況と関連づけて、多文化主義がどのように国是となりさらに法制化されたのかという、カナ

ダにおける多文化主義の選択要因を明らかにすることによって、多文化主義が日系カナダ人のリドレス運動に与えた影響を考察していく。

II. 戦時中のアメリカとカナダの日系人に対する施策の比較

1. アメリカの場合

表1は在米日系人の年別の数であるが、それによる1940年のカリフォルニア州における日系人の数は93,717人で、この数は当時のカリフォルニア州の約1.3%にしかすぎず、米国本土全体に占める割合はわずかに約0.1%であった。しかし、割合から見ると、約74%の日系人がカリフォルニア州に集中していた。このような状況から全体的には少数にもかかわらず、特定の地域に集中していたため人口の多い民族とみなされ、同化しないと決めつけられたのは、人種的な偏見による差別であった⁶⁾。

表1 年代別在米日系人の人口(米国本土)(筆者が一部加工)⁷⁾

年別	米国本土	カリフォルニア州
1880	148	86
1890	2,039	1,147
1900	24,326	10,151
1910	72,157	41,356
1920	111,010	71,952
1930	138,834	97,456
1940	126,947	93,717

人種偏見に基づく移民の規制はすでにアメリカで始まっていた。1921年に移民の限度を設けた初めての法令である「割り当て移民法」が制定され、ヨーロッパからの移民は年に35万7,000人と定められた。これにより定数システム制が導入され、1910年の国勢調査に基づきアメリカにすでに定住している人々の出身国者の3%に、新たな移民を制限した。1924年には1年間の移民数を16万4,000人まで減らされ、さらに1927年には15万人が上限となった。また、一国からの移民数を2%までとし、古い帰化法(1790)の条項を適用してアジア系移民を禁止し、北西ヨー

ロッパ人に対して有利なものとした⁸⁾。

特に、カリフォルニア州は19世紀後半から増えてきた中国人移民に対する反感が高まっていた。それに加えて、増え続けた日本人移民も反感の対象となり、反東洋感情へと変わった。いわゆる「黄禍論」でカリフォルニアを有色人種によって汚染させてはいけないという、何ら具体的理由がない反東洋人感情が渦巻いていた⁹⁾。

このような反東洋人感情の中、吉浜は、なぜ同じ敵国でもイタリア人とドイツ人の大多数が強制収容されなかったのかの理由について、人種差別であったと次のように指摘している。

アメリカが戦っている敵は国家ではなく人種であり、それもけっしてアメリカに同化できない特定の人種である日本人ということである。アール・ウォーレンは、伝統的なカリフォルニア政治の体現者として、1942年には州の司法長官として日系人の強制集団立退きをもっとも熱心に提唱した一人であり、州知事時代には、立退き者の西海岸帰還にも強く反対した。また日本人は、アメリカの敵国であっても同じ白人種であるイタリア人やドイツ人とは異なる別の人種であり、そしてアメリカ生まれの日系人二世は、市民権を持っていない日本人よりも潜在的に危険度が高いと非難している。¹⁰⁾

1942年3月から強制退去が始まり、まずは軍が監視する仮収容所へほとんどの日系人は家族ごと収容された。その仮収容所はカリフォルニア州に12カ所、ワシントン州、オレゴン州、アリゾナ州に1カ所ずつ設けられた。仮収容所へ持っていったのは手荷物だけで、仕事、家、家財道具などすべてを失ってしまった。仮収容所での生活は数週間から数ヶ月で、その後人里離れた砂漠や寒冷地に建てられた次の7つの州にわたる10カ所の強制収容所へと移送された¹¹⁾。

1. (カリフォルニア州)マンザナー、トゥールレイク
2. (アリゾナ州)ポストン、ヒラリヴァー
3. (アイダホ州)ミニドカ
4. (ワイオミング州)ハートマウンテン
5. (コロラド州)グラナダ

6. (ユタ州)トパーズ

7. (アーカンソー州)ローワー、ジェローム

1942年6月に、ミッドウェー海戦でアメリカ軍が勝利してから、日本軍が西海岸へ侵略するという脅威がなくなった。さらに、日系アメリカ人の中で、スパイ行為や暴動などを行う者もいなかった。また、ハワイの日系アメリカ人は本土と異なり、一部のリーダー格の人を除いて強制収容されなかった。これは、リーヴスによると「15万の日本人は島民の40パーセントを占め、退去させるのは非現実的である。(中略)そのうえ、真珠湾を攻撃されたにもかかわらず、ハワイは西海岸を席捲した人種差別、政治的ヒステリー、白人の強欲などで分断されていなかった」¹²⁾と指摘している。1942年6月には、ハワイの日系アメリカ人によって編成された、米国陸軍第100歩兵大隊が誕生した。その後、その日系人部隊はウィスコンシン州へ移り訓練を受けたが、その頃には軍内部から、日系アメリカ人の抑留は正当性が無いのではと考える者も現れ、スティムソン陸軍長官が1943年の初頭に、「忠誠心のある」二世ならば入隊を許可すると決めた。そして、収容所から志願兵が募られて第442連隊が編成された。その後、第100歩兵大隊は呼称を残したまま第442連隊に編入されることとなった。この二世部隊はヨーロッパでめざましい活躍を遂げた。まさに命がけの戦闘で、死傷者は約34パーセントを占めた。彼らの活躍について、『タイム』誌は次のように書いている。

慎重な試みの甲斐あって、陸軍はすばらしい成果を得た。筋骨たくましい東洋の兵士たち、彼らは合衆国を相手に必死に戦う国からわずか一世代の距離を置く者たちだが、合衆国のために必死に戦ったのである。¹³⁾

1944年11月21日の記者会見で、強制収容の許可を出したローズヴェルト大統領本人が記者団に対して「非常に多くの法律家は、彼らを強制収容所に閉じ込めることは憲法が許さないと考えている」と述べたことに補佐官たちは驚嘆した。また、1944年12月17日に陸軍省は、日系アメリカ人は合衆国内の居住希望地のどこに住んでもよいと通告した。そして、1945年1月2日正式にアメリカ政府は強制退去に終止

符を打った¹⁴⁾。

2. カナダの場合

カナダにおいて19世紀は、英国系とフランス系という二大民族集団が移民した世紀であり、とりわけ英国化が進んでいった。しかし、19世紀末になり新たな移民集団が流入することとなった。木村は、この新たな移民に対するカナダへのプッシュ要因として、「ヨーロッパでの産業革命による出生率上昇と死亡率低下」、「人種的・宗教的迫害」などを挙げている。これは、19世紀末から新世紀にかけて産業革命がもたらした人口増加は、とりもなおさず農業から工場賃金労働者への転換をもたらした。しかし、激増していく労働需要にまだ都市産業が十分に成熟していないため、職の供給が追いつかず余剰労働力が移民へととなった。また、ユダヤ人、ドイツ帝国におけるポーランド人、トルコ帝国におけるアルメニア人やギリシャ人、ロシアやオーストリア＝ハンガリーにおける少数民族集団など、人種的・宗教的迫害から逃れるために彼らは移民を選択した。他方、カナダへのプル要因については、「安価な土地の存在」、「安価な労働力への需要」、「アメリカのフロンティア・ラインの消滅」などを挙げている¹⁵⁾。このようにカナダは、アメリカにかわる開拓可能な希望に満ちた国という印象をもたれるようになり、多様な民族が移民するようになっていった。しかし、民族が多様化すればするほど、先住民で社会の主流派でもあった英国系の白人達は、既得権を奪われないように新たな移民者を排除する動きを示した。例えば、ブリティッシュ・コロンビア州では、1910年に酒類営業免許の白人限定が州議会を通過し、1912年には、日系人と中国人の官有林伐採のための雇用禁止法案の議会への提出がなされた。このように多民族化の反動としてもたらされたものは、社会的な主流派であった白人達の抵抗であり、特に既得権益が脅かされるのではという懸念と不安であった。そしてそれらは、生物的・文化的にアングロサクソンのものへの同化が困難な移民に対する人種差別体制へと繋がり、その結果、次のような1から順番に望ましい民族のヒエラルキーがもたらされた¹⁶⁾。

1. 英国人

2. アメリカ人移民
3. 西ヨーロッパ人
4. 北ヨーロッパ人
5. 東ヨーロッパ人
6. ユダヤ人
7. アジア系
8. 黒人
9. 先住民

このようなカナダの社会背景の中、パールハーバー攻撃の報がカナダにもたらされると即刻対日宣戦を布告して、アメリカの日系人収容所送りなどに同調した政策をカナダ政府はとっていった。カナダ政府は1942年4月1日までに、ブリティッシュ・コロンビア州太平洋岸から100マイル以東へ日系人を強制退去させた。これは当時の日系人は米国と同じように一部の地域に集中して住む傾向が強く、その人口はブリティッシュ・コロンビア州に集中していた。

次の表2は、1921年のカナダ国勢調査による州の民族グループの人口であるが、ブリティッシュ・コロンビア州だけ日本人(日系人)が第7位で、10位以内に入った。他の州では10位までをヨーロッパの移民が占めていて、日本人(日系人)が10位以内に入る州は他になかった。

表2 ブリティッシュ・コロンビア州における民族グループの人口(1921年)(筆者が一部加工)¹⁷⁾

民族	人口
イングランド人	221,145
スコットランド人	104,965
アイルランド人	54,298
中国人	23,533
先住民	22,377
スカンジナビア人	19,002
日本人	15,006
他のヨーロッパ人	13,321
フランス人	11,246
イタリア人	8,587

さらに次の表3は、1921年のカナダにおける州ごとの人口分布である。それによるとケベック(26.9%)

とオンタリオ(33.4%)という2つの州に60.3%の人口が集中していた。ブリティッシュ・コロンビア州は5.9%で、むしろ総人口からみるとあまり人口が多い州ではなかった。そのような土地だからこそ、人口的に多いグループとして第7位に日本人(日系人)が順位づけられたと思われる。

表3 カナダにおける人口分布(1921年)(筆者が一部加工)¹⁸⁾

州	人口分布(%)
ブリティッシュ・コロンビア	5.9
アルバータ	6.69
サスカチュワン	8.6
マニトバ	6.9
オンタリオ	33.4
ケベック	26.9
その他	11.61

カナダの場合、日系人の約半数近くが収容所に入れられず、内陸部における道路工事やシュガー・ビート栽培の労働力として使われた。対照的にアメリカ本土の日系人の場合、鉄柵がめぐらされ監視塔から衛兵が監視している収容所へ入れられた。ところがアメリカは、日系二世に対して市民権を認めて憲法によって生命・自由・財産を保障した。故に当時、多くの最高裁判事や司法長官などが強制収容所の違憲性を懸念したが、戦時における大統領の権限に基づく軍事上の必要性に押し切られたものであった。この二世はアメリカ国民であるという認識は、日系人から収容中の個人財産を守り、また徴兵によってヨーロッパ戦線での日系二世たちの活躍により、強制収容を早期に終わらせるのに影響を及ぼし、アメリカの強制収容は1944年12月に終了した。他方、カナダにおける日系人の権利はアメリカと比べるとかなり制限されたものであった。たとえカナダで生まれた二世でも、当時90%以上の日系人が住んでいたブリティッシュ・コロンビア州では、選挙権は認められていず公職に就くことや軍隊に入隊することもかなわなかった。このような法的に弱い立場の日系人の財産は、強制退去時に押収されて二束三文で強制的に処分されることとなった。このような差別的な扱いは第二次世界大戦終了後も続き、カナダ政府

による日系人散在政策のもと、戦前のように一地域に集中して日系人が暮らすことが国策として阻止された。そのような措置に反対した日系人に対して、カナダで生まれて日本語が不自由な二世であろうと、日本への送還という半ば脅しに近いもので強引に従わせた。それでも抵抗した約4,000名の日系人が1947年1月までに、戦後間もなく飢えに喘いでいる日本へ送還された。その後、ブリティッシュ・コロンビア州への帰還と選挙権が日系人に認められたのは1949年4月であった¹⁹⁾。

Ⅲ. カナダにおける多文化主義の選択

歴史的な視点からみるとヨーロッパ人がアメリカ大陸に進出してくるのは、15世紀末からの大航海時代以降である。カナダに先鞭をつけたのはフランスであった。17世紀初頭にフランス人によって植民地化が始まった。その後の第二次百年戦争とも呼ばれる英仏戦争(1688-1815年)の結果、イギリスが優位に立ちカナダはイギリスの植民地化が進んでいった²⁰⁾。次の表4は、英国系、フランス系、その他に分類された、カナダにおける民族構成の変化である。

この表4によると、1871年には英国系とフランス系の民族を合わせた数値が91.7%と大多数を占めて、カナダという国は英国とフランスによって建国されたことがみてとれる。1951年には、英国系とフランス系の民族を合わせた数値は78.8%で、その他が21.2%、1971年には英国系とフランス系の民族を

合わせた数値は73.3%で、その他が26.7%で、依然英国系とフランス系の民族が社会のマジョリティであったことが分かる。しかし、2001年には英国系とフランス系の民族を合わせた数値は35.8%で、その他が64.2%になっており、英国系とフランス系の民族はもはや社会のマジョリティではなく、むしろ民族の多様化が進んでいったことがみてとれる。

これらの民族の変化はカナダの施策にも反映されてきた。当初のカナダは社会のマジョリティであった英国系とフランス系の二大民族の対立が長く続いていた。その対立を象徴する出来事がマニトバ州学校問題であろう。1870年のマニトバ州は英国系住民のプロテスタントとフランス系住民のカトリックの人口はほぼ同じ数であった。プロテスタント系の学校では英語で授業を行い、カトリック系の学校ではフランス語で授業を行っていた。故に、マニトバ州では法律によって両宗派による学校を認め公費を出し、英語とフランス語を州の公用語として定めた。その後、ほぼ均等であった英国系とフランス系の人口は大きく変化していった。オンタリオ州から英国系住民のプロテスタントの人々がマニトバ州に流入したため、1891年にはフランス語系は人口比で7%になってしまった。その状況に対応するため1890年にマニトバ州は学校法を制定して、英語で授業を行うプロテスタント系の学校を公立学校にして公費で運営し、公立学校でのフランス語による授業を禁止した。フランス語で授業を行う場合は、私立学校になり公的資金の支援は行わないというものであった。さらに、先述のように英語とフランス語の二言語が

表4 カナダにおける民族構成の変化(単位：万人)(筆者が一部加工)²¹⁾

民族的出自	1871		1951		1971		2001	
	人口数	比率(%)	人口数	比率(%)	人口数	比率(%)	人口数	比率(%)
英国系	211.1	60.6	671.0	47.9	963.3	44.6	997.2	24.3
イングランド	70.6	20.3	363.0	25.9	624.6	29.0	597.9	14.6
アイルランド	84.6	24.3	144.0	10.3	158.1	7.3	382.3	9.3
スコットランド	55.0	15.8	154.7	11.0	172.0	8.0	415.7	10.1
他	0.8	0.2	9.2	0.7	8.6	0.4	50.1	1.2
フランス系	108.3	31.1	431.9	30.8	618.0	28.6	471.1	11.5
その他	29.2	8.4	298.1	21.2	576.4	26.7	2,636.6	64.2
合計	348.6	100.0	1,400.9	100.0	2,156.8	100.0	4,105	100.0

マニトバ州の公用語であったがそれを改め、公用語を英語のみとした。フランス語系のカトリックの人達は裁判を起こしたが、1892年7月に敗訴し、マニトバ州のフランス語系のカトリック学校は私立学校として、授業料と信者からの寄付で学校運営を行うこととなった²²⁾。

このような英国系民族とフランス系民族との対立は、「人口数では圧倒的に上回る英国系民族」と「先にカナダの植民地化を進めたというプライドの高いフランス系民族」ということで、社会での主導権争いは1970年代まで続くこととなった。ほとんどの州・準州では英国系民族がフランス系民族を数の上で上回っていたが、唯一ケベックにおいてはフランス系民族が英国系民族を数の上で上回っていた。これは1774年のケベック法によりフランス系民族の権利が認められたことによるもので、次の表5に示されるように、ケベックは、フランス系民族が英国系民族よりも多く存在する特異的な地域となった。

この表5によると、ケベックのみフランス系住民は英国系住民の約3倍の人口を有しており、数の上

表5 自己申告による民族的出自人口(州・準州別/2001年)(単位:千人)(筆者が一部加工)²³⁾

州・準州	英国系	フランス系
ニューファンドランド・ラブラドル	332	28
プリンス・エドワード・アイランド	127	28
ノヴァスコシア	706	150
ニュー・ブランズウィック	426	193
ケベック	666	2,112
オンタリオ	6,316	1,236
マニトバ	583	139
サスカチュワン	547	110
アルバータ	1,770	333
ブリティッシュ・コロンビア	2,456	331
ユーコン準州	14	4
ノースウェスト準州	16	4
ヌナヴト準州	4	0.8

でもフランス系住民の優位さがみてとれる。特に、1960年代には、アメリカで起きた公民権運動により、社会的な弱者が自尊心を高めて権利を主張するという影響を受けて、ケベックのフランス系カナダ人達が出自国の言語や文化に対して敬意が高まるというケベックナショナリズムが進んでいった。このような社会的背景において、ケベックは、カナダ社会に蔓延している英国文化優越のアングロ・コンフォーミズムに対抗するため、フランス語とフランス文化の保持をカナダ政府に働きかけていった²⁴⁾。そのようなケベックのフランス系カナダ人の不満を沈静化させるために、1963年に政府は「二言語・二文化主義政府調査委員会」を発足させた。これを受けて、1969年に英語とフランス語を公用語とする「公用語法」が制定された。このようにカナダにおける多様性の享受は、あくまでも「二大建国民族」に対してのみであった。このことについて飯笹は、「当初は、あくまでイギリス系とフランス系との関係改善が中心課題であり、それを超える発想は少なくとも連邦政府にはなかった。当時は、『二言語・二文化主義』じたいが画期的な考え方だった²⁵⁾と指摘している。ではなぜカナダは「二言語・多文化主義」になったのであろうか。これは二言語主義政策が他の民族にとってむしろ反発を招く結果になったからであった。何かを規定することは同時に排除される対象を生んでしまう。まさに、英語とフランス語を母語としない民族にとっては、排除された気持ちになってしまった。先述した表4にあるように、1971年のカナダの民族構成によると、英国系とフランス系以外の民族が26.7%で、約4人に1人が排除されてしまう対象となった。特にケベック以外の地域では、「フランス語話者が少ないのになぜフランス語だけが特別扱いされるのか」という理不尽さを排除された民族が思ったことは想像に難くない。このような反発を受けて、1971年に「二言語主義の枠内での多文化主義」が政府によって宣言された。このようにカナダにおける多文化主義という国是は、政治的なバランスによって生み出されたものであった。これに対して飯笹は、「多文化主義宣言の裏舞台では、実はトルドー首相の政治的計算も働いていた。『公用語法』による二言語主義政策に否定的な非英語系、非フランス語系の態度を軟化させ、また、選挙対策としてエスニック・マイノリティの票を取りこむねらいも

あった。多文化主義は政治的な妥協の産物として生まれたともいえる²⁶⁾と指摘している。その後この多文化主義の国是は、1988年に「カナダ多文化主義法」として法制化された。

IV. 日系カナダ人のリドレス運動における多文化主義の影響

ブルマは、戦争の記憶を「過去を清算する方法」として捉えて、それは政治的な意味合いが強いと主張した。彼は、アウシュヴィッツ・南京大虐殺・ヒロシマを例として挙げ、「過去を清算する」という視点からみた場合、一番安易な方法は「忘却」であり、当初政府はそのような方法を選択したと指摘した。終戦直後の20年間のドイツでは、ナチスの犯罪に関わるものが次々に破壊された。1960年代になりアメリカに端を発した公民権運動の影響で、世界的に弱者の人権が叫ばれるようになって初めて、ナチスのユダヤ人虐殺などの歴史が見直されることになった。このことによって、今までの「忘却」によって過去の汚点を無かったことにすることが行き詰まり、今までと打って変わって「過去を清算する」方法として、罪を悔い、告白し、赦免されて浄化されるために、病的なまでに記憶し警告するようになったと主張した²⁷⁾。さらに田中は、戦争の記憶は過去の単なる出来事ではなく、それが語られた瞬間に現在の問題となるため、過去の事実の隠蔽や歪曲の装置として働くことを主張した。戦争に対する政府の記憶と民衆の記憶は、それに対する痛みや悲しみにおいて根本的に異なるものであり、程度の差こそあれ政府はナショナリズムを発揚させる性格を戦争の記憶に求め、それらを美化し「被害」を「犠牲」に置き換える形で意味づけを行うと指摘した²⁸⁾。

日系カナダ人にとっての戦争の記憶は、まさに「忘却」から始まったものであった。第二次世界大戦中の政府の不当な扱いである、強制移動・強制労働・強制収容・財産没収などに対して、日系カナダ人は沈黙を守り忘却することに努めた。なぜそのような選択をしたのかに関して鹿毛は、日系一世または年長の二世は沈黙を守ることを美德とし、逆境の中でも文句や不平を言わず懸命に働くことによって信用を獲得するという価値観であったと指摘している²⁹⁾。一部の日系人団体は1970年代に入ってから、戦時中

の不当な扱いに対する抗議行動をカナダ政府に対して行ったが、1980年代に入って本格的な補償運動に発展していった。それは、不当な扱いを受けてから40年近くが経っていた。日系カナダ人を団結させるきっかけとなったのが、1977年の日系移民100年祭であった。これは、1971年に多文化主義宣言がカナダ政府によって行われ、多様なエスニック・グループが自らの民族性を祝う多くの催し物が行われるという、社会的な風潮のもとで行われたものであった。1977年は、カナダへ初めて日本から移民した永野万蔵から100年目にあたるということで催されたものであった。この日系移民100年祭は、日系三世の人達に対して日系人としてのアイデンティティを刺激し、一世と二世がたどって来た歴史に目を向けさせた。三世の人々の価値観は一世や二世の人達が持っていた「沈黙が美德」という価値観とは異なり、さらに世界的に高まっていた弱者の人権保護という社会的背景と相まって、今まで沈黙を守っていた日系人が戦時中の不当な扱いの記憶をたどり、名誉回復と補償を政府に求めるべくリドレス運動へと発展していった。日系人同士が連絡を取り合うため、1980年に全カナダ日系人協会(National Association of Japanese Canadians)が設立された。これは1935年にバンクーバーで設立された日系カナダ市民協会(Japanese Canadians Citizens Association)が母体で、戦後の日系人散在政策により互いの連絡が困難になり、地域によっては活動を停止していたが、この組織を引き継ぐ形で成立した。さらに、この名誉回復と補償問題というリドレス運動に拍車をかけたのが、戦時中の不当な扱いをテーマにした出版物であった。Joy Kogawaは*Obasan*において、自分の体験を基に理不尽な強制収容所での生活、さらに戦後の日系人のカナダ社会への復帰の苦悩を描いた。また、Ann Sunaharaは1981年に著した*The Politics of Racism: The Uprooting of Japanese Canadians during the Second World War*において、人種差別によって、人権を踏みにじる行為を日系カナダ人は受けたと世論に訴えた。

このように多文化主義という社会的背景と日系人社会における日系三世という新たな世代の台頭により、補償問題に対して本格的に取り組む態勢が整いつつあった。しかし、具体的な補償内容に関しては必ずしも日系人が統一の見解をもっていなかった。

例えば、一世を中心とした「日系生存者補償委員会」では個人補償を否定し、そのような要求はむしろ後ろ向きの姿勢であり、補償の対象は日系社会の回復の観点から捉えるべきであると主張した³⁰⁾。世代によって補償に対する考え方が異なり、さらに個人の立場や状況によって具体的な補償内容の捉え方が様々で、必ずしも当初は日系カナダ人としての統一した見解や合意はなかった。次の表6は1986年に日系カナダ人に対して行われた、補償に対する調査結果である。

この表6の補償に対する意識調査によると、「個人補償」と回答した平均が42%であり、「個人と日系社会に対する補償」の平均27%と合わせると、69%が個人補償を求めていることが分かる。また、その補償金額は1人あたり平均29,500ドルである。さらに、「日系社会に対する補償」と回答した平均が22%で、「個人と日系社会に対する補償」の平均27%と合わせると、49%が日系社会に対する何らかの補償を求めていることが分かる。

当初、カナダ政府は複数ある日系人協会の内、どの協会が日系カナダ人を代表しているのか分からなかった。1984年に全カナダ日系人協会(NAJC)が「裏切られた民主主義」と題した意見書を政府に提出した。それは、戦時中の日系カナダ人に対する扱いは人権侵害であり、民主主義の原則に反するという主旨の内容であった。このことにより、補償問題に関する今後の政府との交渉について当時のジャック・マルタ大臣と官僚、そして、日系人の代表が話し合い、全カナダ日系人協会(NAJC)が行うことで合意した。その後の交渉は組織だっで行い、メディアを通して世論に訴える形を取ったのが功を奏したのか、1986年の世論調査では63%の一般カナダ人が日系人

に対する補償に賛成した³²⁾。そのような補償問題を公で議論でき世論が支持するという時代背景がなければ、補償運動は一過性のもので実を結ぶことなく終わっていたかもしれない。これはとりもなおさず戦後の国連主導の人権尊重という基本理念が、先進諸国を中心に社会的に浸透して補償を後押しする一要因となったものであろう。さらに、1960年代の米国でおきた弱者の人権の尊重という影響によって、自らの民族に自信と誇りを持つという社会的風潮がカナダにあり、1971年のカナダの「多文化主義宣言」、1977年の「カナダ人権法」の制定という具体化された政府の指針が、補償運動を加速させる要因ともなったと思われる。

1988年9月22日にブライアン・マルルーニ首相が、全カナダ日系人協会(NAJC)との交渉をもとに、1942年から1949年までの日系カナダ人に対する扱いに対して、日系カナダ人の名誉を回復させるために、国として謝罪し補償することを認めた。その補償内容は次のようなものであった。

- ・個人補償として、1949年3月31日までに誕生した日系カナダ人の各々に対して21,000ドルを支給する。
- ・日系コミュニティ復興基金として1,200万ドルを支給する。
- ・政府と日系コミュニティが共同で出資して2,400万ドルの人種関係基金を設立する。³³⁾

実は前年の1987年までカナダは補償問題に消極的であり、クロンビー大臣は日系人への個人補償を拒否していた。日系アメリカ人の場合、合衆国憲法での「裁判によらない身柄の禁止」条項に対する違憲

表6 日系カナダ人の補償に対する意識調査(筆者が一部加工)³¹⁾

地域	個人補償	日系社会に対する補償	個人と日系社会に対する補償	金額(1人あたり)
バンクーバー	46%	18%	30%	\$ 27,000
カムループス	38%	25%	28%	\$ 30,000
ウィニペグ	30%	32%	31%	\$ 25,000
ハミルトン	54%	8%	27%	\$ 29,000
トロント	41%	25%	23%	\$ 31,000
モントリオール	43%	25%	21%	\$ 35,000

性が高かったのに対して、日系カナダ人の場合は、戦時措置法による合法的な対応であったため、補償はあくまでも道徳的な見地からの議論であった。また、日系アメリカ人は、大多数が10カ所の強制収容施設に入れられたが、日系カナダ人は、強制収容所に入れられたのは約半数で、それ以外の人々は、道路や農場での労働、自主移動など、戦時中の体験がそれぞれによって異なっていたということが補償に対して複雑化させていた³⁴⁾。しかし、わずか1年で政府の見解が変わり補償が成立した要因として、鹿毛は次を挙げている。

- ①総選挙を控えて保守党政権が多文化主義促進の成果を必要としていたこと。
- ②1988年8月10日にアメリカ政府が日系アメリカ人に対する補償を認めたこと。
- ③カナダ政府(内閣)、官僚幹部のあいだで予算措置を伴う補償の協定への支持があったこと。³⁵⁾

筆者はこれら要因の内、特に②のアメリカの影響が大きかったと捉えている。なぜならばアメリカの補償が成立した約1ヶ月後に、前年に否定していた個人補償を認め謝罪が成立した。これは、他の様々な要因があろうとも、アメリカの日系人に対する戦後補償の対応を事前に察知して、それらを参考にして追従したとしかいえないのではなからうか。個人補償金額に関しても、アメリカは日系アメリカ人の各々に対して20,000米ドルを支払うということなので、ほぼカナダ政府はアメリカと同額の支給なのである。このように日系カナダ人にとって戦後補償のために戦争の記憶を思い出し、それを世論に訴えたが、隣国の大国であるアメリカとの均衡を保つという政治的な配慮によって戦後補償の解決の糸口が開けた。これは戦後補償という「過去を清算する」ことが、ブルマが主張するように、戦争の記憶の意義が、「政治的な過去の清算」にあることを裏づけたといえるのではなからうか。

V. おわりに 考察のまとめ

今日ではグローバル化が進み、多様性への寛容さが重要になり、多様性を受け入れるという意味で、

道徳的なスローガンとして多文化主義を使う場合が多いように思われる。しかし、カナダにおける多文化主義は単なる道徳的なスローガンではなく、「カナダ多文化主義法」という明文化され、法制化されたものである。このことにより、理念や政策がより具体的に示されている。道徳的なスローガンの場合、世の中の風潮に政治的な政策が左右されやすい。戦時中の日系アメリカ人と日系カナダ人に対する強制収容などの政策は、正に「世の中の風潮」によって行われたものであった。それは、黄禍論が象徴する反東洋人という人種差別的な感情が根底にあった社会の中で、日系人は生物的にも文化的にも、アングロサクソンの白人社会への同化が困難な人々であると決めつけられたものであった。この「世の中の風潮」は、それぞれの時代に生きた人々の感情によって作られるものであり、言い換えれば「世論」と言われるものであろう。つまり、世論は時代を変える潜在的な力を持っているが、間違った方向に進んでいくと日系人への対応などのような悲劇を生んでしまうことになる。

しかし、世論の後押しによる社会の変革が正しかったのか誤っていたのかは、後世になって検証されなければ分からないことでもある。このように良かれ悪しかれ、世論は時代を変えていく原動力になり得るものであり、カナダにおける多文化主義が法制化されたのは、当時の世論の後押しがあったからである。1960年代のアメリカで起きた、社会的な弱者が声を上げるという公民権運動が世界に波及して、社会的に弱い立場の人々が自尊心を取り戻し、自らの権利を主張するという世論がカナダにももたらされた。しかし反面、世論は人々の思いから成り立っているもので、感情的になりやすいという側面もあり、世論に頼る政策の危うさ、また、法制化して客観的に政策を決めることの重要さを、黄禍論や日系カナダ人などに対する過去の反省から、カナダの人々は歴史的教訓を得ていたのではなからうか。なぜならば、世論に影響を与えるだけなら、1971年の国是としての「多文化主義宣言」だけでも良かったのである。どの国もまだ成し得ていない「多文化主義の法制化」にこだわったのは、時々世論に左右されない客観的な指標が不可欠であると捉えていたためではなからうか。なぜならば、客観的な指標がなかったために、戦時中の日系人に対する政策が誤りだったこと

に気づくのが、アメリカよりもカナダは後手に回ってしまった。それは、アメリカで生まれた日系二世に対する権利が、客観的な指標である憲法によって保障されていたのに対して、カナダはカナダで生まれた日系二世であっても選挙権すらなく、法律による保障がなかったためであった。このことが、カナダの方がアメリカよりも過酷な政策が日系人に対して、長期的にとられていった要因にもなった。

さらに、当時のカナダ政府は、民族的に多様化していくカナダを一つの国としてまとめるためにも、具体的で確固たる指標が必要であったことも挙げられよう。戦前のカナダは英国とフランスという二大建国主義で、故に、二文化主義でもあり、それを引き継ぐ形での多様性を目指した。それが具現化されたのが、1969年の英語とフランス語を公用語とする「公用語法」であった。しかし、アメリカの公民権運動による、弱者が権利を主張するという世論に押された形で、二文化主義ではなく多文化主義という政治的な妥協に至った。この弱者が権利を主張するという風潮は、1971年の「多文化主義宣言」や1977年の「カナダ人権法」の成立へとつながり、そのことによって、日系人のリドレス運動はより一層本格化していった。これら一連の多文化主義が法制化される世の中の様々な出来事を、日系カナダ人の人々は実体験することによって、「自らの出自に対する敬意」、「弱者が団結して声を上げることの大切さ」、「世論を味方につけることの重要性」、「政治的な働きかけの必要性」など、リドレス運動を行う上で多くの影響を受けたことと思われる。隣国アメリカと均衡を取るという政治的な清算という結果ではあったが、敵性外国人として扱われ、社会から排除されて誇りを失っていた日系カナダ人にとって、リドレス運動そのものが、自らの存在価値を自問自答し、自らのアイデンティティを確認する道程でもあったのではなかろうか。

文献

- 1) 細川道久編著, 飯笹, 『カナダの歴史を知るための50章』明石書店, pp.215-216(2017).
- 2) 富田虎男, 鶴月裕典, 佐藤円編著, 進藤, 『アメリカの歴史を知るための63章』明石書店, p.209(2017).
- 3) 同上, p.224.
- 4) 佳知晃子, 加藤秀俊編, 『多様の中の統一』南雲堂, p.318(1985).
- 5) Omatsu, M. 著, 田中裕介・田中デアドリ訳, 『ほろ苦い勝利: 戦後日系カナダ人リドレス運動史』現代書館, pp.195-207(1994).
- 6) 前掲書4), pp.304-306.
- 7) 同上, p.305.
- 8) Johnson, P. 著, 別宮貞徳訳, 『アメリカ人の歴史』共同通信社, p.75(2002).
- 9) 吉浜精一郎, 『太平洋戦争と日系アメリカ人の軌跡』芙蓉書房出版, pp.73-74(2016).
- 10) 同上, p.77.
- 11) 同上, pp.78-79.
- 12) Reeves, R. 著, 園部哲訳, 『アメリカの汚名: 第二次世界大戦下の日系人強制収容所』白水社, p.254(2017).
- 13) 同上, p.266.
- 14) 同上, p.267, p.288.
- 15) 木村和男編, 『カナダ史』山川出版社, pp.222-224(1999).
- 16) 同上, p.225.
- 17) The Applied History Research Group, *The Peopling Canada: 1891~1921*, The University of Calgary, pp.36-39 (1997).
- 18) 同上, pp.52-57.
- 19) 前掲書1), pp.326-331.
- 20) 同上, p.14.
- 21) 日本カナダ学会編, 『史料が語るカナダ』有斐閣, p.338(2008).
- 22) 前掲書1), pp.130-134.
- 23) 前掲書21), p.339.
- 24) 同上, p.94.
- 25) 前掲書1), p.214.
- 26) 同上, p.216.
- 27) Buruma, I. 著, 石井信平訳, 『戦争の記憶』筑摩書房, pp.328-339(2003).
- 28) 田中伸尚著, 『「戦争の記憶」その隠蔽の構造』緑風出版, pp.124-128(1997).
- 29) 鹿毛達雄著, 『日系カナダ人の追放』明石書店, p.211(1998).
- 30) 同上, pp.210-212.
- 31) *Forms of Compensation Favoured by Respondents*, National Association of Japanese Canadians, pp.25-32(1986).
- 32) 前掲書29), pp.213-219.
- 33) 前掲書5), p.269.
- 34) 前掲書1), p.337.
- 35) 前掲書29), p.205.